

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 8月 3日 (月) 午後1時30分から2時11分

2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール

3. 出席委員 (45名)

会 長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
		12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

1番	赤松 聡		
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	16番	堀田 善春
17番	松下 雅子	18番	丸山 哲史
19番	森岡 八重子	20番	安岡 賢司
21番	山口 兼史	22番	山本 一也
23番	吉見 一弥		

4. 欠席委員 (2名)

農業委員 11番 高田 博明

最適化推進委員 2番 井上 和久

5. 議事録署名委員の指名

21番 山口 一光 23番 山本 義広

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合
 意解約通知について
 報告第3号 諸証明について
 報告第4号 農地転用事業計画変更申請書について
 報告第5号 農地法第4・5条許可（令和2年6月定例総会分）について
 （令和2年6月16日～令和2年7月15日までの事務局処理事案）

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用
 地利用集積計画（案）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主査	中川 弘徳	事務補助	山本 真由実

7. 産業経済部職員

農林課長 和田 恵朗

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和2年8月定例総会を開会いたします

《庵崎局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めましてこんにちは。まず利用状況調査、大変暑い中農業委員さん、最適化推進委員さん、また地域によっては協力員さんも出て周っていただいているのではないかなと思います。多分折り返し地点に来ているのではないかなと思うのですが、長雨が長かった分だけ一気に本当に暑い夏が来たので、体調に十分注意して後半戦もよろしく願いしたらと思います。またコロナの第2波がかなり流行ってきております。十分注意して、

お互い様ではあるとは思いますが、こればかりはうつる時にはうつってしまう様な病気です。それでもやっぱり十分に注意していただき、また家族、地域それぞれ十分に注意して生活を営んでいただけたらと思います。

ここ数ヶ月、高収益の方、色々な補助金関連の方で農林課の方も、それから農家の方も大変苦労された状況があったんじゃないかなと思います。さっきも和田課長さんと話して一応ひと段落、見通しがついたような話を聞きましたので、後で課長の方からそこら辺の事も説明はあるかと思いますが、十分これからも注意して取り組んでいただけたらと思います。

今回の委員さんの任期も後9、10の2ヶ月でございます。大変最後の時期に色々な事が起こりまして、思ったように活動が出来なかったのが皆さんの考えにあるのではないかなと思います。まあ後2ヶ月ではありますが最後までご理解、ご協力願ったらと思いますので、よろしく願いしたらと思います。

本日も3条、5条、皆さんに協議していただく案件があります。十分協議していただくようお願いして挨拶に代えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願いします。

《今西次長》

失礼します。本日は高田委員、井上委員が所用のため欠席です。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に山口一光委員、山本義広委員を指名いたします。

まず報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第5号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《玉木委員》

失礼します。58番について説明いたします。この土地は〇〇〇〇さんと△△△△さんの隣同士の土地です。□□□□さんは経営拡大のため申請いたしました。◇◇◇◇さんと話がつきまして所有権移転となりました。〇〇〇〇さんは真面目に農業をされており問題ないと思います。

《山口兼史委員》

59番について説明いたします。〇〇〇〇さんは今回新規就農なのですが、お婆さんの土地を借りて始めようという事で現地の確認に事務局等と行ったのですが、本人もやる気があるという事で問題ないと思います。

《武川委員》

60番について説明いたします。〇〇〇〇さんは農業委員会協力員でもあり真面目に農業に取り組んでいます。経営拡大という事で今回の申請になりました。

《氏原委員》

61番について説明いたします。農業最適化推進委員の井上さんがお休みなので私が説明をいたします。

譲渡人の〇〇〇〇さんは高齢により経営を縮小するため、譲受人の△△△△さんは後継者と共に柑橘経営の拡大を図るためにこの農地を所有権移転するものであります。□□□□さんは高齢ではありますが、地元の農事組合役員や農業委員を歴任され熱心な農業者で、娘婿が農業経営に参加しており問題はありません。

《兵頭高広委員》

62番、63番について説明いたします。個人であります〇〇〇〇さんの農地と個人であります△△△△さん。□□□□さんのお父さんなのですが、その土地を◇◇◇◇さんが代表を務めている〇〇〇〇〇〇〇〇に使用貸借権設定をするものであります。

《松下委員》

64番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子なのですが、何ら問題はありません。

《丸山委員》

65番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△君はお爺さんと孫という事で、所有権移転という事で何ら問題ないと思います。

《清家多美雄委員》

66番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは従兄弟という事で、国の補助事業の関係で農地台帳を調べたら□□□□さんが作ってる所がずっと◇◇◇◇さんの名義になっていて、昔から〇〇〇〇さんが自分の所が昔買ったという事で説明して双方の意見が合いました、両方とも理解していただいたので何ら問題ないと思います。

《平山委員》

67番、68番について説明いたします。

67番、〇〇〇〇さん、△△△△さん。68番、□□□□さん、◇◇◇◇さん。両案件とも親子関係です。経営拡大のための使用貸借権設定です。〇〇〇〇さん△△△△さんは真面目にミカン作りをしますので何ら問題ないとおもいます。

《河野委員》

69番から71番について説明いたします。

69番、〇〇〇〇さんは先般も言いましたけれども、土地をどんどん手放しております。今回も△△△△さんと話がまとまりまして、□□□□さんは数年前から耕作をされております。わずかな土地ではございますが所有権移転の運びとなりました。

70番、◇◇◇◇さんと〇〇〇〇さん。△△△△さんは住所が違っておりますが、住所は今、□□□□の方に住所を変えておりますのでこのような住所になっております。祖母と孫という間柄でございます。

71番、□□□□さんと〇〇〇〇さんは親子でございます。今回、使用貸借権設定で何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

73番、74番について説明いたします。

73番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子でございます。

74番の□□□□さんと◇◇◇◇さんも親子であります。経営拡大という事で使用貸借権設定という事で何ら問題ないと思います。

《山口義幸委員》

75番、76番、77番、78番についてご説明いたします。

75番、〇〇〇〇さん、△△△△さん宅に4年程前から農業実習生として働いておりました。色々勉強を行った上で今年、□□□□さんの土地を使用貸借権設定という事で自らが農業を経営するという事でございます。〇〇〇〇出身の方ですが、若くて熱心に農業をやっておられます。何ら問題ないと思います。

続きまして76番、77番、78番ですが、◇◇◇◇さん、〇〇〇〇さん、△△△△さん、それぞれ親子関係でございます。息子さん達大変熱心に農業をやっておられます。それぞれが使用貸借権設定で何ら問題ないと思います。

《福岡委員》

79番、80番、81番についてご説明いたします。共に親子関係でございますので何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

82番、83番、84番、85番について説明いたします。これは農業法人の分でございます、いずれも熱心に農業をやられている農業法人です。10年に一度の書替えで問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

失礼します。86番から89番についてご説明いたします。これも農業法人で貸し借りですので何ら問題ないと思います。〇〇〇〇さんも△△△△さんも熱心にやられておられますので別に問題ありません。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして山口義幸委員、河野委員、松下委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 山口義幸委員・河野委員・松下委員退席 ・・・・・・・・

それでは採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

3名の入室を認めます。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。13番についてご説明いたします。今回、〇〇〇〇さんは中々この農地を維持するのが難しいという事で、△△△△さんの方に所有権移転するという事になりました。先月、会長を始め事務局の方々と現地を確認をしてまいりました。写真の左側が水産会社の大きな倉庫となっております。右側というか下側の方が□□□□さんの駐車場兼会社となっております。農地が周りになく、農地に与える影響はないと思います。工事の際にここは案外車の通りも多いですから出入りで交通事故のないように、それから裏側が河川に面しておりますので、河川の方に土砂の流出がないように、しっかりと注意して工事をやってほしいと伝えました。なので何ら問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

14番について説明いたします。譲受ける〇〇〇〇さんが申請地及び一体利用地の購入をして自己住宅を建設する事であります。申請地ですが、今セメントで固められているのですが、数十年前に道路が作られた時にできた少ない農地なのですが、△△△△さんは既に始末書を提出されております。その一番左側なのですが少し家庭菜園をするような農地があります。□□□□さんは毎年野菜を熱心に作られております。29日に会長を始め現地調査を行いました。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

15番について説明いたします。先月7月29日に会長、会長代行、事務局と私、申請人、譲渡人で現地調査を行いました。

〇〇〇〇さんは宇和島において青果物販売業を行っていますが、事業拡大に伴い既存事業地が手狭で不便な状況になっているため、事業地に隣接する申請地を取得して新たに作業場兼倉庫、駐車場とするものであります。4名の方が要望で所有権移転を

しております。申請地は高速道路の下でありまして、現地は残土置き場というかそういう風になっておりますが、地目上は田んぼでありますので、水利組合長の許可をもらっておりますので問題ありません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。これより審議を行います。
どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員です。よって議案第2号は原案とおりの承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《赤松宣生委員》

失礼します。115番について説明いたします。〇〇〇〇さんはこちらに居ませんので、新しく△△△△さんとの話がまとまりました。□□□□さんは農協を早期退職をして今頑張ってお百姓をしておりますので別に問題ないと思います。

《清家宏委員》

116番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは叔父、甥の関係でございます。□□□□さんはよう作らないという事で、◇◇◇◇さんが作るようになりました。熱心にやられておりますので何ら問題ないと思います。

《平山委員》

117番の説明をいたします。新規ではございますが、今までも耕作をしていたという事です。今回、賃貸借権設定となりました。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでいます。何ら問題ないと思います。

《丸山委員》

87番、88番、89番について説明いたします。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さん、3件とも△△△△さんです。

87番の□□□□さんは高齢でありますので、同じ部落の◇◇◇◇さんが新規で作るようになりました。

88番の〇〇〇〇さんは今までは親戚の方が作っておられたのですが、今回、親戚の方もよう作らないという事で、今回、△△△△さんに新規で作ってもらうようになりました。

89番の□□□□さんは高齢という事でありまして、少し畑を少なくしたいという事で、これまた◇◇◇◇さんをお願いして作るようになっております。

《山本義広委員》

90番、91番、92番についてご説明いたします。

90番の〇〇〇〇さん、91番の△△△△さんはいずれも高齢であります。92番の□□□□さんにつきましては海が中心ということであります。◇◇◇◇さんは元気で頑張っております。何ら問題ないと思います。

《赤松聡委員》

93番、94番、95番、96番について説明いたします。

93番、94番の〇〇〇〇さん△△△△さんは親子関係であります。この土地は以前よりお父さんの□□□□さんが当たられて作られていたのですが、今回、使用貸借権設定という事で新規ではございますが、二人とも真面目に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

95番の〇〇〇〇さん、△△△△さんはいとこ関係でございます。新規ではございますが、□□□□さんは後継者も居り真面目に農業をされています。何ら問題ないと思います。

96番の〇〇〇〇さん、△△△△さん。□□□□さんは今回、報告第2号で◇◇◇◇さんと合意解約をし、新たに〇〇〇〇さんに使用貸借権設定するものです。△△△△さんは真面目に農業をされており何ら問題ないと思います。

《河野委員》

97番から101番について説明いたします。

97番、〇〇〇〇さんの土地ですけれども現在荒れて、来年△△△△さんが改植をする予定の土地でございます。お父さんが亡くなられて賃貸借権設定をいたしました。何ら問題ないと思います。

98番、〇〇〇〇君と△△△△さん。これは□□□□さんの兄の娘の婿が◇◇◇◇君でございます。そういった事で、〇〇〇〇さんが△△△△さんの土地と一緒に3人、□□□□さん、◇◇◇◇さん、〇〇〇〇君3人が一緒に、土地を生産確保を行っておりますので、今回使用貸借権設定するもので何ら問題ないと思います。

99番、△△△△さんと□□□□君。これは◇◇◇◇さんが高齢でございますので、〇〇〇〇君が熱心に農業をされており、両方で話がまとまりまして使用貸借権設定になりました。

100番、△△△△さん、□□□□さん。◇◇◇◇さんがちょっと体調を崩しておりました、中々耕作するのが容易ではないという事で、お互いの話がまとまりまして賃貸借権設定の運びとなりました。

101番、〇〇〇〇さんと△△△△さん。□□□□さんは現在耕作をされておりません。数年前からこの土地につきましては◇◇◇◇さんが耕作をされており居り、今回両者の話がまとまりまして、賃貸借権設定の運びとなりました。何ら問題ないと思っております。

《谷口委員》

102番、103番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは自分で耕作ができないという事で、近くで作業をされている△△△△と□□□□さんに耕作をお願いして、使用貸借権設定となりました。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

井上委員さんが欠席のため、私が説明をいたします。

104番ですが、貸主の〇〇〇〇さんは高齢による経営を縮小するため借主さんの△△△△さんは経営拡大を図るために、この農地に賃貸借権設定をするものであります。□□□□さんは年齢も若く熱心に農業を経営されており、期間が16年と長期ではありますが、双方合意しておりまして問題ありません。

《山口兼史委員》

105番について説明します。〇〇〇〇さんは耕作ができなくなったという事で、△△△△さんをお願いすることになりました。真面目に〇〇〇〇は農業をやっておりますので問題ないと思います。

106番、107番から109番については□□□□さんが以前はお父さんが借りていた土地なのですが、今回、息子さんがメインでやるという事で、新規で借り直して賃貸借権設定をするという事で新規になっております。何ら問題ないと思います。

《高木委員》

失礼します。111番について説明いたします。

〇〇〇〇さんが持たれる田んぼという事で、△△△△さんは□□□□で熱心に農業をされております。何ら問題ないと思います。

《安岡委員》

112番について説明いたします。

〇〇〇〇君はお父さんの時代から△△△△さんの土地を耕作しておりまして、本人は契約ができていると勘違いをしておりまして、実際に見てみますと契約ができていなかったもので、今回新たに賃貸借権をするという事であります。□□□□君は認定農業者でありますし、地域のリーダーとして真面目にやっておりますので何ら問題ないと思います。

《松本委員》

失礼いたします。113番、114番について説明いたします。

〇〇〇〇君と△△△△さんの間で利用権設定ができていたとの認識だったのですが、今回の助成金等の申請の折に農地台帳を閲覧した際にできていないという事が分かりまして、新たに申請し直したという事であります。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられるので何ら問題ないと思います。

114番について説明いたします。

〇〇〇〇さんは規模拡大するという事で、農地を探しておられました。近所で◇◇◇◇さんの土地で△△△△さんが飼料を作っておられたのですが、その土地を借りるという事で話がまとまりました。□□□□さんも◇◇◇◇のメンバーでありまして真面目に農業に取り組んでおられますので何ら問題ないかと思ひます。

《大塚委員》

8番、〇〇〇〇君です。彼は先月、この間新規就農した方です。地元の△△△△に樹園地を探しておりましたところ□□□□さん、彼は消防士でありまして今後ミカン作りをする予定がないという事で、全園取得してくれるならという条件の中で話がまとまり、今回所有権移転になりました。

《河野委員》

9番について説明いたします。〇〇〇〇君と△△△△さんの間柄につきましては、先程言ったとおりでございます。□□□□君は基盤法が使用できるという事で、一町の土地をまとめるという事で、今回、◇◇◇◇さんの土地581㎡を所有権移転するものであります。何ら問題ないと思ひます。

《清家宏委員》

10番についてご説明いたします。〇〇〇〇さん、ご存知の△△△△さんでございますが、□□□□さんが今まで近所の人に当たってもらっていたのですが、その方もよう作らないという事で〇〇〇〇が買うという事になりました。熱心にやられておりますので何ら問題はな思ひます。

《山本義広委員》

1 1 番について説明いたします。〇〇〇〇さんのお父さん、△△△△さんが急死したという事で、近所の□□□□さんが若手で農業を頑張っておられます。問題はないと思います。

1 2 番ですが◇◇◇◇さんは6 8 歳ですが元気で頑張っておられます。これも問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第3 1 条に基づきまして赤松宣生委員と安岡賢司委員の退席をお願いいたします。

..... 赤松宣生委員・安岡委員退席

議案第3号農業経営基盤強化促進法第1 8 条第1 項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。計画を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

2 人の入室を求めます。

..... 赤松宣生委員・安岡委員着席

以上で令和2年8月定例総会の議案を終了いたします。